

戦略的海外プロモーション事業業務委託に係る企画提案公募要領

1 趣旨

山梨県では、県産農産物の更なる輸出拡大を目指し、海外における認知度向上と販路拡大に向けたプロモーションを実施するに当たり、企画提案公募により業務を委託する事業者を募集します。

2 企画提案を求める業務の概要

(1) 委託業務の名称

戦略的海外プロモーション業務

(2) 委託業務の内容

別紙「戦略的海外プロモーション業務仕様書」のとおりです。

(3) 予算上限額

本業務に係る経費の想定額 金16,599,990円

(うち取引に係る消費税および地方消費税相当額1,509,090円)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものです。

(4) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和3年2月28日(日)を終期とします。

(5) 事業の流れ

ア 委託業務内容詳細の協議

契約締結後、応募を受けた企画提案をもとに、事業実施の方法やプロモーションの詳細部分、具体的な実施スケジュールなどについて両方で協議し、決定します。

イ マーケティングリサーチ・プロモーションの実施

7月中を目処にマーケティングリサーチを開始し、その分析結果を踏まえて対象国に向けてプロモーションを実施してください。

ウ 実施報告

事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出してください。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

- ・ 本件委託業務については、インターネット等を活用することにより、新型コロナウイルス感染症の影響が残る場合にも有効なプロモーションを実施してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残る状況となった場合等、ターゲットとの間に実際の接点を持つ方法のプロモーションについては実施を見送ることがあります。このような場合においても、事業目的の達成に向けて、代替手段によって

これを補完することができる企画も併せて提案してください。

3 応募資格

- ・ 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
 - ・ 本件業務の実施に支障がない体制が整えられていること。
 - ・ 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者に該当しないこと。
 - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ・ 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- ※ 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合あつては、応募を認めないことがあります。

4 日程

- | | |
|----------------|------------------------------|
| ・ 令和2年6月 9日（火） | 募集開始 |
| 6月19日（金） 17：00 | 参加申込書提出期限
（参加資格を書面で審査します） |
| 6月24日（水）（予定） | 参加資格審査結果の通知 |
| 6月25日（木） 17：00 | 質問受付期限 |
| 7月 3日（金） 17：00 | 企画提案書提出期限 |
| 7月 9日（木） 時間未定 | 企画提案プレゼンテーション審査 |
| 7月中旬（予定） | 採択通知・契約締結・事業着手 |
| ・ 令和3年2月28日（日） | 事業完了（事業完了報告書の提出） |

5 企画提案応募に関する書類の提出等

(1) 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6階）
山梨県農政部 販売・輸出支援課 海外輸出支援担当 田邊・西子
電話 055-223-1597
電子メールアドレス tanabe-yjv@pref.yamanashi.lg.jp（田邊）
nishiko-ajzd@pref.yamanashi.lg.jp（西子）

※ 電子メールで連絡する場合は上記2名の両方に送付してください。

(2) 参加申込書類の提出と参加資格審査

ア 参加申込書類

本件企画提案募集に応募する方は、参加資格を審査するため、次の書類を提出してください（各1部）。

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 誓約書（様式2）
- ・ 財務諸表（直近2期分）
※ 損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、附属明細表
- ・ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）

イ 参加申込書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和2年6月19日（金）17：00必着
- ・ 提出方法 郵送（持参も可）
※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9：00から17：00とします。

ウ 参加資格審査

- ・ 参加申込書類により審査を行います（書面審査）。
- ・ 選定方法は、別紙「戦略的海外プロモーション業務に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとします。
- ・ 審査の結果は、各参加申込者に連絡をいたします。

(3) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式3）により受け付けます。

- ・ 受付期限 令和2年6月25日（木）17：00必着
- ・ 質問方法 電子メール
※ 電子メールの件名には「戦略的海外プロモーション業務企画提案質問」と記してください。
- ・ 回答方法 回答は、原則として、参加資格審査により企画提案者として選定された方全員に対して電子メールにより回答します。
回答は令和2年6月29日（月）17：00までに行います。
- ・ その他 電話や口頭での質問には応じません。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないこともあります。

(4) 企画提案書類の提出

ア 企画提案書類

本業務に企画提案をする方は、次の書類を提出してください（各1部）。

- ・ 企画提案書（様式4・様式4-1）
- ・ 見積書（任意様式・積算内訳を記載）
- ・ 上記、企画提案書（様式4-1）、見積書、財務諸表の電子データを記録したCD-R等

イ 企画提案書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和2年7月3日（金）17：00必着
 - ・ 提出方法 郵送（持参も可）
- ※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9：00から17：00とします。

ウ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とします。

- ・ この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合

6 選定方法等

- ・ 提出書類とプレゼンテーションにより審査を行います（7月9日（木）時間未定）。なお、審査委員からの求めにより、企画提案書の内容について提案者に質問する場合があります（その回答はすべての審査委員に提供します）。
- ・ 選定方法は、別紙「戦略的海外プロモーション業務に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとします。
- ・ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。
- ・ プレゼンテーション審査は、短時間のプレゼンテーションと質疑応答により行います（実施詳細は企画提案者に別途お知らせします）。

7 選定結果の通知・公表

- ・ 選定如何に関わらず、企画提案者にはそれぞれの審査結果を個別に通知します。
 - ・ その上で、後日、選定結果と契約内容を山梨県のホームページで公表します。
- ※ ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額です。ただし、契約者以外の企画提案者の名称は公表いたしません。

8 契約に関する事項

- ・ 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとします。
- ・ 契約保証金は免除します。
- ・ 企画提案書等に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、業務の目的のために修正すべき事項がある場合には、内容を追加、変更又は削除するものとします。

9 その他

(1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 提出書類の取り扱い

- ・ 提案者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属します（契約後に仕様書として扱うものを除く）。
- ・ 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとします。
- ・ 提出書類は返却しません。

(3) 企画提案応募に関する費用負担

- ・ 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担してください。
- ・ 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともあります。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとします。

(4) 説明会

企画提案に関する説明会は行いません。

(5) 山梨県との連絡・調整

選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら事業を進めることとします。

10 本件に関する問い合わせ先

山梨県農政部 販売・輸出支援課

海外輸出支援担当 田邊・西子

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 (直通) 055-223-1597

電子メールアドレス tanabe-yjv@pref.yamanashi.lg.jp (田邊)

nishiko-ajzd@pref.yamanashi.lg.jp (西子)

※ 電子メールで連絡する場合は上記2名の両方に送付してください。